

第2次 能代市障がい者計画

～ともに生きるよろこびのあるまち能代～

〔概要版〕

平成27年3月
能 代 市

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度及び施設等の名称」、「組織名」、「事業等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

「障害」とは、そのまま表記します。

第1章 計画の概要（P 1～4）

1. 計画策定の趣旨

第1次能代市障害者計画の計画期間が今年度をもって終了し、障がい福祉の制度や社会環境など障がい者福祉をめぐる状況・動向が大きく変化し新たな対応も必要になってきていることなどから、本市における障がいのある人の状況等も踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定します。

2. 基本理念・基本目標

○基本理念 「障がいのある人が、地域で人とつながりながら、生き生きと暮らせる環境づくり」

○基本目標 「ともに生きるよろこびのあるまち能代」

3. 計画の位置づけ

①障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画

〔国の障害者基本計画及び秋田県障害者計画を基本としつつ、本市の障がい者の状況等を踏まえて策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画。〕

②能代市総合計画の部門計画

4. 計画の期間

平成27年度から35年度までの9年間

5. 計画の策定体制

関係機関・団体及び障がい者等で組織する能代市地域総合支援協議会

庁内の関係各課による能代市障がい者計画等策定連絡会議

アンケート調査（障がい者、障がい者関係団体、障害福祉サービス提供事業所）

第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題（P 5～39）

【障がい者等の状況、第1次障害者計画の実施状況等、障がい者福祉の重点課題】

課題1	障がい者理解の促進
課題2	地域で安心して生活できる環境の整備
	（1）住居の確保
	（2）相談支援体制の充実
課題3	日中活動の場の充実
課題4	就労の促進
課題5	災害時の体制整備

第3章 計画の大綱（P40～42）

1. 施策の基本的方向

この計画の基本理念である「障がいのある人が、地域で人とつながりながら、生き生きと暮らせる環境づくり」、基本目標である「ともに生きるよこびのあるまち能代」の実現を目指して、「施策の基本的方向」を次に掲げる4項目に整理し、これらの項目ごとに基本的施策の方向付けを行います。

（1）相互理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、また、交流の促進を図るため、啓発活動等の施策を推進するとともに、児童・生徒への福祉教育の推進、ボランティア活動推進のための条件整備、支援をします。

（2）地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が地域で安定した生活を営むことができるように、各種の在宅福祉サービスの充実や利用促進をはじめとし、保健・医療の充実、療育体制の整備、相談体制の拡充に努めるほか、障がいがある人の権利擁護等の利用を促進します。

（3）自立と社会参加の促進

障がいのある子どもが健やかに成長するよう教育環境の整備に努めます。また、障がいがある人の社会的自立を促進するため福祉的就労の支援や一般就労に向けた取り組みを推進します。そのほか、障がいがある人の健康維持や潤いある生活に資するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動を促進します。

（4）安全・安心、快適なまちづくり

障がいのある人が地域の中で安心して安全に暮らせるよう建築物や道路、公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、移動の際の不自由さの解消や情報提供体制の充実を図ります。また、災害等の非常時、緊急時に障がいのある人の安全が確保されるよう、その対応に取り組めます。

2. 施策の体系

【次ページの体系図を参照】

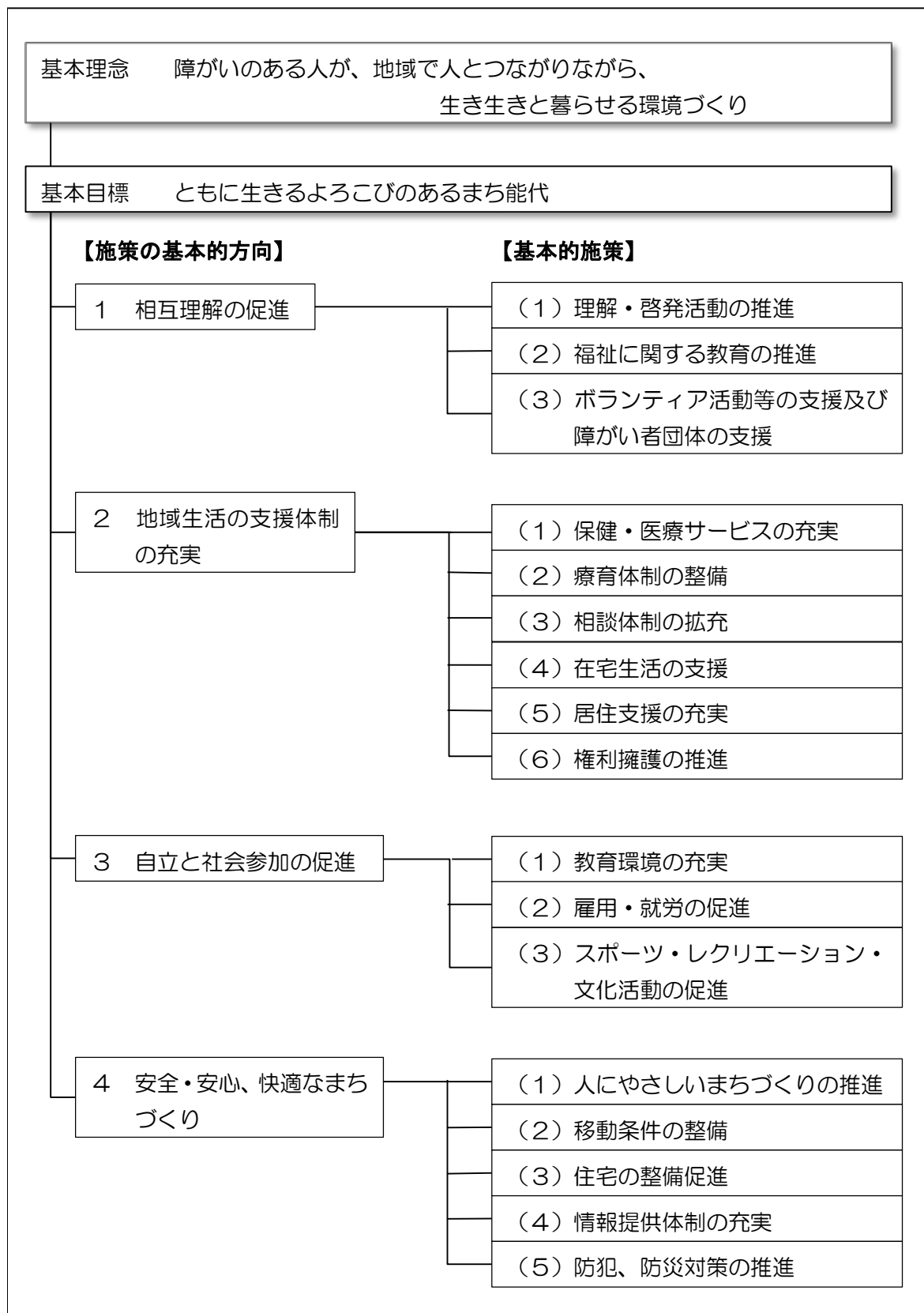
3. 重点的に取り組む事項

計画の実効性を確保するため第2章で示した重点課題（1～5）に基づき、本計画で重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

また、第4章においてこの重点事項に対応するための重点施策を示すとともに、重点施策等の推進による成果を評価する一つの目安としての目標指標（目標値）を掲げます。

重点事項1	障がい者理解の促進
重点事項2	相談支援体制の充実
重点事項3	日中活動の場の拡充
重点事項4	住居の確保
重点事項5	就労支援体制の充実
重点事項6	災害時の体制整備

施策の体系



第4章 施策の展開（P 43～62）

※重点的に取り組む事項についての重点施策・目標指標等について

1. 相互理解の促進

重点事項1 障がい者理解の促進

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○障害者週間などの啓発活動 ○障がいのある人の地域行事等への参加促進	障がいを持つ人も社会参加できる環境が整っていると 思う市民の割合	14. 6%	30. 0%

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
障害者週間などの啓発活動	障害者週間などを契機に、障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、啓発活動を展開します。	福祉課
障がいのある人の地域行事等への参加促進	障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことができるよう、市民、ボランティア、団体等の協力を得ながら、障がいのある人の地域事業等への積極的な参加を促進します。また、障がい者団体等が自主的に開催する行事、研修会、講演会等についても、地域住民やボランティア団体の参加を促進し、障がいのある人に対する認識を深めます。	福祉課

2. 地域生活の支援体制の充実

重点事項2 相談支援体制の充実

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○計画相談支援体制等の拡充	指定特定相談支援事業所数	3事業所	10事業所
	指定障害児相談支援事業所数	1事業所	2事業所
	相談支援専門員従事者数	5人	20人

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
計画相談支援体制等の拡充	障害福祉サービスを利用する障がい者(障がい児)に対して、個別のサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を促進します。その一環として、サービス等利用計画を作成することができる事業所及び相談支援専門員を増やすため、各事業所に指定申請や資格取得の働きかけをします。	福祉課

重点事項3 日中活動の場の拡充

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○生活介護・自立訓練施設の整備促進	地域定着支援年間実利用者数	0人	9人
○短期入所施設の整備促進 ○地域活動支援センターの充実	地域活動支援センター 1日平均利用者数	3.7人	8人

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
生活介護・自立訓練施設の整備促進	障がい者の日中活動の場として、生活介護又は自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービスを提供する施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課
短期入所施設（ショートステイ）の整備促進	在宅の障がい者を介護する方が疾病等の場合、地域で短期間介護等の支援を行う施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課
地域活動支援センターの充実	障がいのある人に対し創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの事業内容を充実・機能強化し、障がい者の地域生活・日中活動を支援します。	福祉課

重点事項4 住居の確保

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○共同生活援助施設（グループホーム）の整備促進	地域移行支援利用者累計	1人	18人
	市内のグループホームの総定員	31人	58人

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
共同生活援助施設(グループホーム)の整備促進	障がい者が地域で安心して生活できる住まいの場として、グループホームを社会福祉法人等と連携して整備促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課

3. 自立と社会参加の促進

重点事項5 就労支援体制の充実

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○就労支援に関する施設の整備促進	民間事業所における障がい者雇用率	2. 38%	2. 70%

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
就労支援に関する施設の整備促進	障がい者の雇用を推進するため、就労移行支援や就労継続支援の施設整備を社会福祉法人等と連携して促進します。 要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課

4. 安全・安心、快適なまちづくり

重点事項6 災害時の体制整備

重点施策	目標指標	現 状	目 標
○避難行動要支援者名簿（障がい者）の整備と個別計画の策定 ○福祉避難所（障がい者対応）の確保	福祉避難所数（障がい者対応）	0箇所	2箇所

施 策 名	施 策 の 内 容	担 当 課
避難行動要支援者名簿（障がい者）の整備と個別計画の策定	障がいのある人や高齢者等の要配慮者の安全を確保するため、災害時に避難支援を要する者の把握に努め、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を整備します。また、個々の状態に合った避難支援プラン（個別計画）の策定に努めます。	総務課 福祉課 長寿いきがい課
福祉避難所（障がい者対応）の確保	一般の指定避難所で生活することが困難な障がい者のため、障がい者に対応した福祉避難所を指定するよう努めます。 また、福祉避難所において福祉・医療サービスの提供など体制の整備に努めます。	総務課 福祉課

第5章 市民・関係機関等との協働と計画の推進体制（P 63）

【市民・関係機関・団体・事業者等との協働、計画の推進体制】

参考資料（P 64～77）

【策定経過の概要、能代市地域総合支援協議会設置要綱、能代市地域総合支援協議会委員名簿、能代市障がい者計画等策定連絡会議設置要領、用語解説】